

こだいら 自転車ルール・マナー検定 基本編2

○ 解答・解説 ✗



問題 1 × 自転車は、道路（車道）の中央から左の部分を通行しなければなりません。一方通行であっても道路の右側は通行できません。

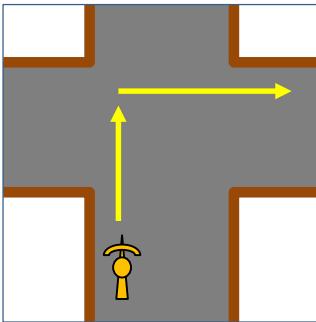
(道路交通法第17条)

問題 2 × 自転車は、歩道を通行する際は、歩道の中央から車道寄りの部分を徐行しなければならず、歩行者の通行を妨げるときは、一時停止しなければなりません。状況により降りて押して歩くなど歩行者を優先させましょう。

(道路交通法第63条の4)

問題 3 ○ 傘を差す、物を持つなどの行為で視野を妨げたり、安定を失うような方法で自転車を運転してはいけません。

(道路交通法第71条、東京都道路交通規則第8条)

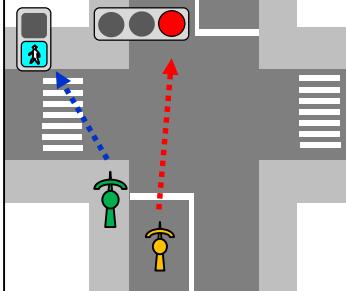
問題 4 ×  自転車が交差点で右折するときは、できるだけ道路の左端によって交差点の向う側までまっすぐ進み、十分速度を落として曲がらなければなりません。【二段階右折】
また、信号機のある交差点を右折する場合は、青信号で交差点の向こう側までまっすぐ進み、その地点で止まって右に向きを変え、前方の信号が青になってから進むようにしなければなりません。
(道路交通法第34条)

問題 5 ○ 自転車は、他の自転車と並んで通行することはできません。ただし、「並進可」の標識がある道路では、2台までに限り並んで通行することができます。

(道路交通法第19条)

問題 6 × 踏切の遮断機が閉じていたり、警報機が鳴っている間は、踏切に入ってはいけません。

(道路交通法第33条)

問題 7 ○  信号機は、対面する信号機に従わなければなりません。

(道路交通法第7条、道路交通法施行令第2条)



「歩行者・自転車専用」と表示されている歩行者用信号がない場合は、車道では対面する信号機、歩道では歩行者用信号に従います。

問題 8 × 自転車には、運転者以外の物を乗車させてはいけません。ただし、16歳以上の運転者が幼児用座席に6歳未満の幼児1人を乗車することはできます。

(道路交通法第57条、東京都道路交通規則第10条の3)

問題 9 ○ 横断歩道では、横断中の歩行者がいないなど歩行者の通行を妨げるおそれがないときを除き、自転車に乗ったまま通行してはいけません。

(交通の方法に関する教則)

問題 10 × 自転車を運転していて交通事故を起こした場合は、怪我の重さにかかわらず、ただちに119番通報するなどして負傷者を救護し、交通事故の状況などを警察官に報告しなければなりません。

(道路交通法第72条)

